

第4回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年5月10日(火) 9時04分～10時19分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (18名)

1番委員	古川 榮	2番委員	角田 晃一	3番委員	三浦 良孝
4番委員	丹代 純嗣	5番委員	佐藤 徳樹	6番委員	小山内 知寛
7番委員	今井 文雄	8番委員	小田桐 志賀子	9番委員	今井 龍美
10番委員	福士 弘	11番委員	齋藤 美也子	12番委員	大川 哲彌
13番委員	山口 知治	14番委員	白戸 昭夫	15番委員	葛西 雅弘
16番委員	柴田 博明	17番委員	齋藤 久嗣	18番委員	欠
19番委員	三浦 勝志				

4. 欠席農業委員 (1名)

18番委員	古川 寛三				
-------	-------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (8名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	今井 三男	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6. 出席事務局職員 (5名)

事務局長	谷川 功	事務局長補佐	佐藤 千代彦	碓ヶ関支局長補佐	工藤 和彦
農地係長	清藤 哲彦	農地係主事	齋藤 康太		

7. 議事日程等

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議事録署名者並びに説明者の指名

第4 書記の指名

第5 上程議案

議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について

議案第8号 農用地利用集積計画の決定について

議案第9号 競(公)売買受適格者の証明について

- 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 5 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 議案第 10 号 会長職の辞任に係る同意について
- 第 5-1
 - 日程追加 1 会長の互選
- 第 5-2
 - 日程追加 2 会長職務代理者の互選
- 第 6 閉会

8. 会議の概要

・会長あいさつ (省 略)

・農業委員憲章
唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 9 時 04 分]

議長 (柴田博明) これより第 4 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、19 名中 18 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
3 番三浦委員、4 番丹代委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、谷川事務局長、佐藤事務局長補佐、工藤碓ヶ関支局長補佐、清藤農地係長、齋藤主事の出席を求めました。
書記には、清藤農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 6 号から議案第 10 号まで 5 件、ほかに報告が 2 件でございます。

それでは、議案第 6 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 6 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

5 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 17 件、面積 50,967 平方メートル、田 16 筆 27,719 平方メートル、畑 20 筆 23,248 平方メートルとなっています。

7 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定が 10 件、面積 23,014 平方メートル、田 7 筆 11,347 平方メートル、畑 9 筆 11,667 平方メートルとなっています。

10 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定が 6 件、面積 91,814 平方メートル、田 7 筆 18,667 平方メートル、畑 30 筆 73,147 平方メートルとなっています。

それでは、2 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 8 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 9 番は、譲渡人の母の兄の妻への贈与です。

整理番号 10 番、11 番は、双方の耕作便利による交換です。

なお、交換による面積の差分の金銭のやり取りはありません。

整理番号 12 番から 14 番、17 番から 20 番は譲受人の経営拡大による売買です。

整理番号 15 番、16 番は、譲受人の新規就農による売買です。

整理番号 21 番から 24 番は、譲受人の耕作便利による売買です。

売買価格は、

整理番号 12 番	総額	800,000 円	10 アール当たり	137,057 円
整理番号 13 番	総額	1,400,000 円	10 アール当たり	331,204 円
整理番号 14 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	316,958 円
整理番号 15 番	総額	6,396,000 円	10 アール当たり	1,500,000 円
整理番号 16 番	総額	4,678,500 円	10 アール当たり	1,500,000 円
整理番号 17 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	331,565 円
整理番号 18 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	45,270 円
整理番号 19 番	総額	250,000 円	10 アール当たり	151,057 円
整理番号 20 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	65,232 円
整理番号 21 番	総額	121,200 円	10 アール当たり	300,000 円
整理番号 22 番	総額	70,000 円	10 アール当たり	303,031 円
整理番号 23 番	総額	1,000 円	10 アール当たり	20,000 円

整理番号 24 番 総額 2,000 円 10 アール当たり 86,957 円
となっています。

なお、整理番号 22 番は、25 ページ整理番号 10 番と関連する案件です。

次に、6 ページの貸貸借権設定です。

今回の 3 条貸貸借権設定の申請事由は、整理番号 16 番から 20 番は、借受人の経営拡大による貸貸借権設定です。

整理番号 21 番から 25 番は、農業経営基盤強化促進法から 3 条への再設定で、基盤強化法による利用権設定の更新手続きの際に、契約が自動更新となる農地法第 3 条による貸貸借権設定にしたいとの要望を受け、申請となったものです。

なお、整理番号 17 番は、25 ページ整理番号 9 番と、整理番号 20 番は、27 ページ整理番号 7 番と、関連する案件です。

次に 8 ページの使用貸借権設定です。

今回の 3 条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号 5 番は、経営移譲年金受給に係る貸付人の孫への経営移譲です。

整理番号 6 番は、経営移譲年金受給に係る貸付人の妻への経営移譲です。

ここで、新任の委員の方もいらっしゃることから、経営移譲年金についておおまかに説明いたします。

旧農業者年金の経営移譲年金受給者は、自らが農業経営を退き、他の者へ経営移譲することで、通常よりも高い年金を受給しています。

後継者の死亡や解約等により農地が返還された場合にあっては、自らが農業経営を再開することはできないため、原則として常に他の者へ経営移譲をする必要があります。

整理番号 7 番から 9 番は、借受人の経営拡大による第三者間の使用貸借権設定です。

整理番号 10 番は、借受人の新規就農による第三者間の使用貸借権設定です。

なお、整理番号 6 番は、27 ページ整理番号 6 番と関連する案件です。

今回、申請のあった案件については「農地法第 3 条第 2 項各号」には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

なお、所有権移転の整理番号 8 番、使用貸借権設定の整理番号 5 番、6 番は、親族間の移動により現地調査は省略いたしました。

それでは、15 番葛西委員から所有権移転の整理番号 9 番の報告をお

願います。

15 番葛西委員

所有権移転の整理番号 9 番について現地を確認してきました。
譲受人本人と会って話を聞いてきました。
譲渡人の母の兄の妻への贈与との事です。

譲受人は新規就農ではありますが、農業機械等必要なものを揃え、また地元の生産組合に加入し、水稻およびりんごを作付するとの事です。意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域の調和要件にも支障がないと思います。

議長

次に、9 番今井委員から所有権移転の整理番号 10 番、11 番の報告をお願いします。

9 番今井委員

所有権移転の整理番号 10 番、11 番について現地を確認してきました。

双方の耕作便利による交換との事です。

双方とも市内在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

また、金銭のやりとりはなく、整理番号 10 番の譲受人の要望による交換との事でした。

議長

次に 1 番古川委員から所有権移転の整理番号 12 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

整理番号 12 番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に平賀-1、赤平推進委員から所有権移転の整理番号 13 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

整理番号 13 番について現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に碓ヶ関、平山推進委員から所有権移転の整理番号 14 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員 整理番号 14 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に 8 番小田桐委員から所有権移転の整理番号 15 番、16 番の報告をお願いします。

8 番小田桐委員 整理番号 15 番、16 番について、譲受人立会いで、現地を確認してきました。
譲受人の新規就農による売買との事です。
譲受人は市内の法人で、農業機械等、必要なものを揃え、水耕栽培によりベビーリーフやカプセル苗を作付するとの事で、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域の調和要件にも支障がないと判断できるため、特に問題がないと思います。

議長 次に 1 番古川委員から所有権移転の整理番号 17 番の報告をお願いします。

1 番古川委員 整理番号 17 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市外の法人ではありますが、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に碓ヶ関、平山推進委員から所有権移転の整理番号 18 番の報告をお願いします。

碓-平山推進委員 整理番号 18 番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、親子四人共同で意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に1番古川委員から所有権移転の整理番号19番の報告をお願いします。
ます。

1番古川委員 整理番号19番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

議長 次に5番佐藤委員から所有権移転の整理番号20番の報告をお願いします。
ます。

5番佐藤委員 整理番号20番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

議長 次に9番今井委員から所有権移転の整理番号21番の報告をお願いします。
ます。

9番今井委員 整理番号21番について、現地を確認してきました。
譲受人の耕作便利による売買との事です。
譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

議長 次に6番小山内委員から所有権移転の整理番号22番の報告をお願いします。
します。

6番小山内委員 整理番号22番について、現地を確認してきました。
譲受人の耕作便利による売買との事です。
譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がない
と思います。

議長 次に尾上-2、葛西推進委員から所有権移転の整理番号23番、24番の
報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員	<p>整理番号 23 番、24 番について、現地を確認してきました。</p> <p>譲受人の耕作便利による売買との事です。</p> <p>譲受人は市内在住の方および市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p>
議長	<p>次に 1 番古川委員から賃貸借権設定の整理番号 16 番の報告をお願いします。</p>
1 番古川委員	<p>整理番号 16 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p>
議長	<p>次に 14 番白戸委員から賃貸借権設定の整理番号 17 番の報告をお願いします。</p>
14 番白戸委員	<p>整理番号 17 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は市外在住の方ではありますが、市外に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p> <p>また、25 ページ整理番号 9 番のとおり、私が耕作しておりましたことを参考までにお知らせします。</p>
議長	<p>次に尾上-2、葛西推進委員から賃貸借権設定の整理番号 18 番、19 番の報告をお願いします。</p>
尾-2 葛西推進委員	<p>整理番号 18 番、19 番について、現地を確認してきました。</p> <p>借受人の経営拡大による賃貸借との事です。</p> <p>借受人は両案件とも市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。</p>
議長	<p>次に平賀-1、赤平推進委員から賃貸借権設定の整理番号 20 番の報告をお願いします。</p>
平-1 赤平推進委員	<p>整理番号 20 番について、現地を確認してきました。</p>

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に6番小山内委員から賃貸借権設定の整理番号21番、22番、23番、24番の報告をお願いします。

6番小山内委員

整理番号21番から24番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内の法人で、市内に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

なお、後ろに畑一帯がありますが、これはビニールハウスで、稲作の苗を育てており、終わり次第大豆等を作付する予定との事です。

議長

次に尾上-2、葛西推進委員から賃貸借権設定の整理番号25番の報告をお願いします。

尾上-2 葛西推進委員

整理番号25番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に5番佐藤委員から使用貸借権設定の整理番号7番の報告をお願いします。

5番佐藤委員

整理番号7番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

次に碓ヶ関、平山推進委員から使用貸借権設定の整理番号8番の報告をお願いします。

碓ヶ関-平山推進委員

整理番号8番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

所有権移転の整理番号 18 番と同じ方です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に 2 番角田委員から使用貸借権設定の整理番号 9 番の報告をお願いします。

2 番角田委員 整理番号 9 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長 次に 10 番福士委員から使用貸借権設定の整理番号 10 番の報告をお願いします。

10 番福士委員 整理番号 10 番について、現地を確認してきました。

借受人の新規就農による使用貸借との事です。

借受人は新規就農ではありますが、農業機械等、必要なものを揃え、りんごを作付するとの事で、意欲的に営農に取り組むものと思われ、地域の調和要件にも支障がないと判断できるため、特に問題がないと思います。

議長 現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

これより質疑、ご意見を求めますが、農地利用最適化推進委員の方もご意見等あれば挙手してください。

それでは、賃貸借権設定の整理番号 18 番、21 番、22 番、23 番、24 番を除き、質疑、ご意見を求めます。

13 番山口委員 所有権移転の整理番号 15 番、16 番について質問です。

これは隣の施設の熱源を利用した農業を継続的に行うということでしょうか。

齋藤主事 ただいまの質問についてお答えいたします。

整理番号 15 番、16 番については、水耕栽培によりベビーリーフ等を作付するとの事ですが、13 番山口委員がおっしゃったように、廃熱を利用して農業を続けていくと聞いておりました。

13 番山口委員

わかりました。

議長

ほかにご意見、質疑等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、賃貸借権設定の整理番号 18 番、21 番、22 番、23 番、24 番を除いて、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 18 番、21 番、22 番、23 番、24 番を除いて、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の整理番号 18 番につきましては、14 番白戸委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、退席を求めます。

(14 番白戸委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の整理番号 18 番について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、賃貸借権設定の整理番号 18 番を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

それでは、異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 18 番を原案のとおり決定いたします。

14 番白戸委員の入室を許可します。

(14 番白戸委員 入室 着席)

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 21 番、22 番、23 番、24 番につきましては、6 番小山内委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、退席を求めます。

(6 番小山内委員 退席)

議長

それでは、賃貸借権設定の整理番号 21 番、22 番 23 番、24 番について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

賃貸借権設定の整理番号 21 番、22 番、23 番、24 番を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、賃貸借権設定の整理番号 21 番、22 番、23 番、24 番を原案のとおり決定いたします。
6 番小山内委員の入室を許可します。

(6 番小山内委員 入室 着席)

議長

次に、議案第 7 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 7 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

12 ページをご覧ください。

今回は申請件数が 2 件で面積が 826 平方メートル、田 1 筆 495 平方メートル、畑 1 筆 331 平方メートルとなっています。

はじめに、整理番号 3 番の案件から説明いたします。

13 ページが位置図、14 ページが案内図、15 ページが土地利用計画図となります。

申請地は、猿賀小学校から西南西へ約 200 メートル、はすねこども園から西南西へ約 330 メートルに位置する八幡崎集落内の農地です。

申請者は市内在住の方で、転用目的は普通住宅建築用地です。

農地区分については、申請地南側の県道に上水道管と下水道管が埋設されていること、また、前述のとおり、周辺 500 メートル以内に複数の教育施設が存在することから、第三種農地に該当するものと思われれます。

第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができます。

現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はないと思われま
す。よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、
許可相当と考えられます。

続いて、整理番号4番の案件を説明いたします。

16 ページが位置図、17 ページが案内図、18 ページが土地利用計画図
となります。

申請地は、猿賀小学校から西へ約 2.1 キロメートルに位置する日沼
集落内の農地です。

申請者は市外在住の方で、転用目的は普通住宅建築用地です。

農地区分については、申請地を含めて集団的に存在する農地を分断
する要因が見あたらず、一団の農地の規模が10ヘクタール以上である
ことから、第一種農地に該当すると思われま

す。第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「集落に接続し
て設置される日常生活上必要な施設」は例外的に許可できることとな
っており、今回の申請はこれに該当するものと思われま

す。また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出
書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、
許可相当と考えられます。

なお、当該申請は、都市計画法の開発許可と同時に許可を得る必要
がありますが、開発許可が下りるのが5月下旬の予定であるため、転
用許可についても、同日付で許可を出す予定です。

ちなみに、今回の申請に係る申請地の現地調査については、17番齋
藤委員と19番三浦委員で実施しました。

以上です。

議長

現地調査に立ち会いました17番齋藤委員、19番三浦委員、補足説明
がありましたらお願いします。

19番三浦委員

整理番号3番について、5月2日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、猿賀小学校から西南西へ約200メートル、
はすねこども園から西南西へ約330メートルに位置する、八幡崎集落
内の農地です。

転用目的は普通住宅建築用地との事で、現地では申請人の代理人の
方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の所有権移転で、都市計画法の開発許可などにつ
いても、許可の見込みありとの回答を得ている案件です。

先ほどの事務局の説明より、農地区分は第三種農地に該当し、転用
計画の確実性などの許可基準を満たしております。よって、今回の申

請は問題がないものと思われます。

それから、整理番号4番について、5月2日に現地を確認してきました。

今回申請のあった土地は、猿賀小学校から西へ約2.1キロメートルに位置する、日沼集落内の農地です。

転用目的は普通住宅建築用地との事で、現地では譲受人の父である譲渡人に立ち会っていただくことができました。

本件は、親子間の所有権移転で、都市計画法の開発許可などについても、許可の見込みありとの回答を得ている案件です。

先ほどの事務局の説明より、農地区分は第一種農地に該当しますが、不許可の例外の規定に当てはまり、転用計画の確実性などの許可基準を満たしております。よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

以上です。

議長

はじめに、整理番号3番について審議いたします。
質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、整理番号3番を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、整理番号3番を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定いたします。

議長

次に、整理番号4番について審議いたします。
質疑、ご意見を求めます。

9番今井委員

先ほどの事務局説明で第一種農地ということでしたが、台帳等で第一種農地として区別されているのですか。

齋藤主事

第一種農地に該当するかどうかは台帳に記載されているものではなく、上下水管が埋設されているか等、現場周辺に何があるかということで検討しております。

9番今井委員

わかりました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

整理番号 4 番を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、整理番号 4 番を原案のとおり、「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第 8 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

(議案第 8 号表題部読上げ後)

20 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 4 件、面積 3,627 平方メートルで、田 2 筆 2,299 平方メートル、畑 3 筆 1,328 平方メートルとなっています。

21 ページをご覧ください。

今回は利用権設定が 1 件、面積 13,980 平方メートルで、地目は全て田で、筆数は 14 筆です。

それでは 20 ページの所有権移転について説明いたします。

整理番号 14 番から 17 番まですべて、譲受人の経営拡大による売買です。

次に 21 ページの利用権設定について説明いたします。

利用権設定については、双方同意のうえ貸借内容を決定していることから、農用地利用調整会議を省略していますので、事務局より説明させていただきます。

整理番号 11 番は、農地中間管理事業の「農地売買等事業」による利用権設定で、先月の総会において、あおもり農林業支援センターの買受が了承された案件です。借受人に 5 年間貸付けられ、貸借期間満了後に借受人に売払われる予定です。

今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 1 番古川委員、2 番角田委員、補足説明がありましたらお願いします。

2 番角田委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 14 番 総額 281,800 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 15 番 総額 178,000 円 10 アール当たり 200,000 円

整理番号 16 番 総額 20,000 円 10 アール当たり 80,000 円

整理番号 17 番 総額 377,300 円 10 アール当たり 350,000 円

となっております。

以上です。

議長

それでは、議案第 8 号について審議いたします。

質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 8 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 8 号を原案のとおり決定いたします。

次に、議案第 9 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主事

議案説明に入る前に、「競売買受適格証明書」についてご説明いたします。

民事執行法及び国税徴収法による農地の売却に係る入札に参加するためには、原則として農業委員会の発行する「競売買受適格証明書」が必要となります。

これは、入札参加者が落札したが、農地法の許可要件を満たさないため所有権移転が出来ないというような事を未然に防ぐため、入札参加者があらかじめ農地法の許可要件を満たしていることを証明するために発行するものです。

今回、その判断を仰ぐため、本日の総会にお諮りするものです。

それでは、議案説明いたします。

(議案第 9 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております 「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

23 ページをご覧ください。

今回の申請件数は 1 件で、面積 5,545 平方メートル、地目はすべて

田で、筆数は5筆となっています。

申請事由は、申請人の経営拡大による競売入札参加との事です。

なお、当該適格者が最高価格で落札し、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出されたときは、許可書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとなりますので、改めて所有権移転の案件としては議案にかからないことを申し添えます。

以上です。

議長

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

尾上-2、葛西推進委員、整理番号1番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

整理番号1番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による競売入札参加との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

議長

議案第9号につきましては、14番白戸委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、退席を求めます。

(14番白戸委員 退席)

議長

これより質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第9号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第9号について、承認することに決定いたします。

14番白戸委員の入室を許可します。

(14番白戸委員 入室 着席)

議長

次に、報告2件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主事

(報告第 4 号表題部読上げ後)

25 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、面積 2,861 平方メートル、地目はすべて畑で、筆数は 3 筆となっています。

整理番号 9 番は、他者へ貸付のための解約で、6 ページ整理番号 17 番と関連する案件です。

整理番号 10 番は、他者へ売買のための解約で、5 ページ整理番号 22 番と関連する案件です。

(報告第 5 号表題部読上げ後)

27 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 2 件、面積 40,317 平方メートル、田 5 筆 17,047 平方メートル、畑 8 筆 23,270 平方メートルとなっています。

整理番号 6 番は、経営移譲の相手方の変更のための解約で、9 ページ整理番号 6 番と関連する案件です。

整理番号 7 番は、他者へ貸付のための解約で、6 ページ整理番号 20 番と関連する案件です。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

次に、議案第 10 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川事務局長

(議案第 10 号表題部読上げ後)

平成 28 年 4 月 28 日に会長職務代理者宛に、会長職の辞任届が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 13 条第 2 項に「会長は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て会長を辞任することができる。」とありますので、審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

暫時休憩します。

[休憩 10時06分]

[再開 10時09分]

議長

休憩を取消し、会議を再開します。
会長職の辞任届について、ご審議願います。

9番今井委員

体調がすぐれず、辞任の意志も固いことから、「同意すべき」と考えます。

議長

ただ今、9番今井委員から「同意すべき」とのご意見がありました。
ほかにご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは採決します。
議案第10号について、「同意する」ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第10号について、「同意する」ことに決定します。

議案第10号が「同意」されたことから、平川市農業委員会会長が不在となりました。

よって、本日の議事日程に「第5の1」として、「会長の互選」を追加したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、「会長の互選」を議事日程に追加いたします。

それでは、会長の互選に入ります。

会長の互選について、どのような方法で行えばよいか、ご意見を求めます。

6番小山内委員

「指名推薦」がよいと思えます。

議長

ただ今、6番小山内委員から、「指名推薦」との声がありました。

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、挙手による採決を行います。

「指名推薦」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

指名推薦に賛成の委員は17人で、全員の賛成を得ましたので、会長の互選は「指名推薦」に決定いたします。

それでは、「指名推薦」をお願いします。

15番葛西委員

現在会長職務代理を務めている16番柴田委員を推薦します。

議長

ただ今、15番葛西委員より16番柴田委員が推薦されました。
ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、平川市農業委員会選挙規則第10の規定により、「委員全員の同意があった者をもって当選人とする。」とありますので、挙手による採決を行います。

16番柴田委員を会長へ推薦するに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

挙手17人で、全員の同意が得られましたので、ただ今推薦されました16番柴田委員が、農業委員会会長に互選されました。

本人である私がこの場にいますので、本席から会長に互選されました事を告知いたします。

新会長より、ご挨拶をお願いします。

(新会長 あいさつ)

議長

会長の互選の結果、会長職務代理者の職が不在となりました。

よって、本日の議事日程に「第5の2」として、「会長職務代理者の互選」を追加したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、「会長職務代理者の互選」を議事日程に追加いたします。

それでは、「会長職務代理者の互選」に入ります。

「会長職務代理者の互選」について、どのような方法で行えばよいか、ご意見を求めます。

19 番三浦委員

「会長一任」が良いと思います。

議長

ただ今、19 番三浦委員から、「会長一任」のご意見がありました。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、挙手による採決を行います。

「会長一任」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

「会長一任」に賛成の委員は、17 人で、全員の賛成を得ましたので、私から会長職務代理者を指名いたします。

会長職務代理者に 13 番山口委員を推薦します。

平川市農業委員会選挙規則第 10 条の規定により「委員全員の同意があった者をもって当選人とする。」とありますので、挙手による採決を行います。

13 番山口委員を会長職務代理者へ推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長

挙手は 17 人で、委員全員の同意が得られました。

13 番山口委員がこの場におられますので、会長職務代理者に互選されましたことを本席から告知します。

新会長職務代理者からご挨拶をお願いします。

(新会長職務代理者 あいさつ)

議長

これもちまして、第4回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 10時19分]